136-0073 東京都江東区北砂5丁目20番 10-609号

SUN SHUBIN 様

特定記録

江東区区民部納税課 徵収第二係 〒135-8383 東京都江東区東陽4-11-28 Ⅲ03-3647-9111 内線 2359 担当者 秋山 貞仁

差押通知

あなたの滞納税金等につき、別紙のとおり差押を行いましたので通知いたします。 差押えた預金は、原則として差押日から10日以上経過後に取立を行い、滞納税金等に充 てます。取立が終わると、滞納税金等に充てた旨を通知する配当計算書(謄本)が届きま す。

なお、差押の解除を行うには法令上の要件があります。

以上

差 書(謄 本) 押 調

136-0073

東京都江東区北砂5丁目20番10-609号

3江区納第

令和 3 年

5115

10月28日

SUN SHUBIN

様

江東区長 山崎 孝明

下記滞納金額が督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されて いないことから、当該滞納金額及び滞納処分費を徴収するため、あなた(貴社)の 下記財産を差し押さえましたので、国税徴収法第54条の規定によりこの調書を作ります。 なお、この差押後は、下記財産の取立その他の処分をすることができません。

| 1 | 4.40, | _ 0 | ノ左1' | でなる、「記点 | 別性 | MAXIL'CU | 力での次型力 | 29 | 9 C C Y | 1, 500 | CNo | | |
|-----|---|------------|------|-----------------------|-----|--------------|---------|-----|---------|---------|-----------------------------|--------|----------|
| 滞納者 | 住(居)所 (所在地) | | | 東京都江東区北砂5丁目20番10-609号 | | | | | | | | | |
| | 氏(名 | | 名 (| SUN SHUBIN | | | | | | | | | |
| 滞 | 課税年度 | 賦課年度 | 税目 | 通知書番号 | 期別 | (繰上日) 納期限 | 法 定納期限等 | 税 | 額 (円) | 督 促 手数料 | 延滞金 地方税法に よる金額 (円) | 備 | 考 |
| 納 | | | | | | | | | | | | | |
| 金 | 別紙のとおり | | | | | | | | | | | | |
| 額 | | | | | 計 | | | | 155500 | 0 | 要す 8100 | v. 200 | 163, 600 |
| 債務者 | 住(京 | (居) 斤在坩 | 所也) | 東京都千代田 | 区丸 | の内2-7 | 7 - 1 | | | | | | |
| 者 | 氏 名 三菱UFJ銀行 (名 称) | | | | | | | | | | | | |
| 差 | 滞納者が債務者に対して有する普通預金の払戻請求権。ただし、10,000円以上かつ 上記滞納金額に満つるまで。 | | | | | | | | | | | | |
| 押 | 1 | | | | | | | | | | | | |
| 債 | 2 預 金 名 等 普通預金(0282758) | | | | | | | | | | | | |
| 権 | | | | | | | | | | | 差步 | 甲全家 | 到43,7/7月 |
| 履 | 行 | 期限 | 1 | 請求あり次気 | 第即印 | ‡ | | | , | | | | |
| 連約 | 各先 | 区民 | 部納 | | | 担当者 | 秋山 貞何 | _ | 電話 | 舌 03-3 | 647-9111 | 内線 | 2359 |
| 20 |)処分に | 不服力 | があるも | 場合は、この処分 | があっ | 」 たことを知っ | た日の翌日か | ら起算 | して3か月 | 以内に、社 | I東区長に対して | 審査請求を | をする |

この処分に个服かある場合は、この処分かあったことを知った日の翌日から起身して3か月以内に、江東区長に対して番食請求をすることができます。処分の取消しの訴えについては、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、江東区を被告として(訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。)、提起することができます。次の各号のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。ただし、前記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。かお、正当な理由があるときは、前記の期間やこの処分又は家本語文に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 なお、正当な理由があるときは、前記の期間やこの処分又は審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっ ても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

東京都江東区北砂5丁目20番10-609号 氏 名 SUN SHUBIN 延滞金 (繰上日) 督 促 地方税法に よる金額 課税 賦課 税目 通知書番号 期別 納期限 税 額 備考 年度 年度 (円) 区都民税・普通徴収 1127895 5期 R 3. 3. 1 155500 8100 R02 R02 原士! 8100 163,600 155500 計 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30